

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1322

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（税務手当）</u></p> <p><b>第2条</b> 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める機関は、静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第4条に規定する機関とする。</p> <p>2 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める職員は、本庁の税務課又は財務事務所に勤務する職員とする。</p> <p>3 条例第3条第1項第1号の人事委員会規則で定める業務は、出張して行う賦課又は徴収に関する業務とする。</p> <p>4 条例第3条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、1月につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額とする。</p>	<p><u>（対人折衝等業務手当）</u></p> <p><b>第2条</b> 条例第3条第1項第1号の人事委員会規則で定める機関は、静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第4条に規定する機関とする。</p> <p>2 条例第3条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、本庁の税務課又は財務事務所に勤務する職員とする。</p> <p>3 条例第3条第1項第1号の県税の賦課又は徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める業務とする。</p> <p>(1) <u>税務課に勤務する職員 出張して行う賦課又は徴収に関する業務</u></p> <p>(2) <u>財務事務所に勤務する職員 納税義務者、特別徴収義務者、滞納者、第三債務者、犯則嫌疑者その他これに類する者に接して行う県税の調査、滞納処分、犯則事件の取締りその他人事委員会が認める業務。</u> <u>ただし、次に掲げる業務を除く。</u></p> <p><u>ア 庁舎内で行う県税の調査の業務</u></p> <p><u>イ 官公署に対する業務</u></p> <p><u>ウ 第三債務者としての金融機関に対する業務</u></p> <p>4 条例第3条第1項第2号の人事委員会規則で定める機関は、障害福祉課、女性相談支援センター、吉原林間学園、三方原学園、磐田学園その他人事委員会が認める機関とする。</p>
職員 <small>の</small> 職務 <small>の</small> 級	手当額

<u>7級以上</u>	<u>6,500円</u>
<u>6級又は5級</u>	<u>13,000円</u>
<u>4級</u>	<u>13,600円</u>
<u>3級</u>	<u>13,000円</u>
<u>2級又は1級</u>	<u>11,200円</u>

- 5 条例第3条第1項第2号の社会福祉に関する指導、保護等の業務で人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる業務とする。
- (1) 身体障害者福祉司又は身体障害者に関する判定の業務に従事する職員が身体障害者、その疑いのある者又はその親族等に接して行う相談、調査、指導又は判定の業務
- (2) 知的障害者福祉司又は知的障害者に関する判定の業務に従事する職員が知的障害者、その疑いのある者又はその親族等に接して行う相談、調査、指導又は判定の業務
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、要保護者、生活困窮者又はその親族等に接して行う相談、調査又は指導の業務
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、配偶者（同法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。以下この号において同じ。）から暴力を受けた被害者、その配偶者又はその親族等に接して行う相談、指導、援助又は緊急時における安全の確保及び一時保護に関する業務
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づき、困難な問題を抱える女性又はその親族等に接して行う相談、援助又は緊急時における安全の確保及び一時保護に関する業務
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、母子家庭等の児

童、寡婦又はその親族等に接して行う相談、支援、調査又は指導の業務

(7) 吉原林間学園、三方原学園又は磐田学園に勤務する職員が児童又はその親族等に接して行う生活指導の業務

(8) 前7号に相当すると人事委員会が認める業務

6 条例第3条第1項第3号の人事委員会規則で定める相談又は援助の業務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第46条に規定する精神障害者等（精神障害者又はその疑いのある者に限る。）又はその親族等に対する相談又は援助の業務とする。

7 条例第3条第1項第4号の人事委員会規則で定める機関は、次の各号に掲げる機関とする。

(1) 空港管理課

(2) 公共用地課

(3) 農地計画課

(4) 農林事務所

(5) 土木事務所

(6) 田子の浦港管理事務所

(7) 清水港管理局

(8) 焼津漁港管理事務所

(9) 御前崎港管理事務所

(10) その他人事委員会が認める機関

(社会福祉業務手当)

第3条 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める機関は、障害福祉課、女性相談支援センター、吉原林間学園、三方原学園又は磐田学園とする。

2 条例第5条第2項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の職員の区分欄に定める職員とし、人事委員会規則で定める額は、1月につき、職員の区分に応じて同表の

第3条 削除

手当額の欄に定める額とする。

職員の区分	手当額
身体障害者福祉司、知的障害者福祉司及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号又は第2号に掲げる所員	9,400円
身体障害者又は知的障害者に関する判定の業務に従事する職員	8,700円
社会福祉に関する相談又は調査の業務に従事する職員	8,300円
母子・父子自立支援員	4,100円

(用地交渉等手当)

**第13条** 条例第21条第1項の人事委員会規則で定める機関は、次の各号に掲げる機関とする。

- (1) 空港管理課
- (2) 公共用地課
- (3) 農地計画課
- (4) 農林事務所
- (5) 土木事務所
- (6) 田子の浦港管理事務所
- (7) 清水港管理局
- (8) 焼津漁港管理事務所
- (9) 御前崎港管理事務所
- (10) その他人事委員会が認める機関

(定年前再任用短時間勤務職員等への支給額の特例)

**第14条** 条例第23条（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

**第13条** 削除

(定年前再任用短時間勤務職員等への支給額の特例)

**第14条** 条例第23条（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

第15条第3項（同条例第21条において準用する場合を含む。）及び第23条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により次の各号に掲げる職員に支給される特殊勤務手当（その額が月額をもって定められているものに限る。）の額は、別表の左欄に掲げる手当の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、別表中の「勤務割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（別表において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）勤務時間条例第2条第3項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている

第15条第3項（同条例第21条において準用する場合を含む。）及び第23条第4項並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第5条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に支給される特殊勤務手当（その額が月額をもって定められているものに限る。）の額は、当該定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員の給料月額に条例第13条第2項第1号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

職員（別表において「育児短時間勤務職員等」という。）勤務時間条例第2条第2項

(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（別表において「任期付短時間勤務職員」という。）勤務時間条例第2条第4項

(支給額の減額及び調整)

**第15条** 月額をもって定められている手当を支給する場合において、実際に勤務した日数が、その月の初日から末日までの日数から週休日（勤務時間条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定による週休日をいう。）、勤務時間条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日及び休日等（職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第13条第2号に規定する祝日法による休日等及び同条第3号に規定する年末年始の休日等をいう。

（勤務時間条例第4条及び第8条第2項の規定に基づき日曜日以外の日を週休日と定められている職員にあっては、正規の勤務日となる休日等で勤務した日を除く。))を除いた日数（以下この項において「その月の勤務を要する日数」という。）の3分の2に満たない場合は、次の各号の区分に応じ、その手当の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)・(2) (略)

2 月額をもって定められている手当（条例第4条の2に定める手当を除く。）を支給する場合において、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たないときはその手当の日

(支給額の減額及び調整)

**第15条** 月額をもって定められている手当を支給する場合において、実際に勤務した日数が、その月の初日から末日までの日数から週休日（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定による週休日をいう。）、勤務時間条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日及び休日等（職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第13条第2号に規定する祝日法による休日等及び同条第3号に規定する年末年始の休日等をいう。（勤務時間条例第4条及び第8条第2項の規定に基づき日曜日以外の日を週休日と定められている職員にあっては、正規の勤務日となる休日等で勤務した日を除く。))を除いた日数（以下この項において「その月の勤務を要する日数」という。）の3分の2に満たない場合は、次の各号の区分に応じ、その手当の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)・(2) (略)

2 月額をもって定められている手当（条例第3条及び第4条の2に定める手当を除く。）を支給する場合において、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たないときはそ

額に100分の50を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合で、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特務勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

臨床等業務手当	精神保健業務手当
危険現場作業手当のうち、条例第15条第1項第5号の作業に係る手当	(略)
(略)	

別表 (第14条関係)

手 当	1月当たりの特殊勤務手当の額
条例第3条第1項の 税務手当	第2条第4項の表の 職員の職務の級の欄 に掲げる区分に応 じ、それぞれ同表の 手当額の欄に掲げる

の手当の日額に100分の50を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合で、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特務勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

臨床等業務手当	対人折衝等業務手当のうち、条例第3条第1項第3号の業務に係る手当
防疫等作業手当のうち、条例第7条第1項第2号の作業に係る手当	家畜取扱手当
危険現場作業手当のうち、条例第15条第1項第5号の作業に係る手当	(略)
(略)	

	額に勤務割合を乗じて得た額
条例第5条第1項の 社会福祉業務手当	第3条第2項の表の 職員の区分の欄に掲 げる区分に応じ、そ れぞれ同表の手当額 の欄に掲げる額に勤 務割合を乗じて得た 額
条例第13条第1項の 職業訓練等手当	当該定年前再任用短 時間勤務職員、育児 短時間勤務職員等又 は任期付短時間勤務 職員の給料月額に条 例第13条第2項第 1号に定める割合 (静岡県職員の特殊 勤務手当に関する条 例の一部を改正する 条例(平成26年静岡 県条例第21号)附則 第2項の規定により 読み替えて適用する 場合を含む。)を乗じ て得た額

様式第2号(第18条関係)

特殊勤務実績簿(日額関係)
(略)
備考 1・2 (略) 3 次に掲げる場合に該当するときは、備考欄に対象の <u>作業</u> 又は <u>業務</u> に従事した時間帯を記入すること。  (1)・(2) (略)

様式第2号(第18条関係)

特殊勤務実績簿(日額関係)
(略)
備考 1・2 (略) 3 次に掲げる場合に該当するときは、備考欄に対象の <u>業務</u> 又は <u>作業</u> に従事した時間帯を記入すること。 (1) <u>条例第3条第1項各号に掲げる業務が深夜において行われた場合</u> (2)・(3) (略)

<p>(3) <u>条例第21条第1項の業務が深夜において行われた場合</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
--	----------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、従前の様式は、当分の間、調整して使用できる。